

平成30年度公共用水域及び
地下水の水質測定計画（素案）

岡山県

目 次

平成 30 年度公共用海域の水質測定計画 · · · · ·	1
平成 30 年度地下水の水質測定計画 · · · · ·	23

平成 30 年度公共用水域の水質測定計画

1 目的

平成 30 年度における岡山県内の公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視するため、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき水質測定計画を定める。

2 対象水域

河川 41 水域、湖沼 1 水域、海域 10 水域の合計 52 水域を対象とする。

河 川	高梁川水域	高梁川上流、高梁川中流(1)、高梁川中流(2)、高梁川下流、西川、小坂部川、有漢川、成羽川、小田川上流、小田川下流、美山川(星田川を含む。)、佐伏川*
	旭川水域	旭川上流、旭川中流、旭川下流、新庄川、百間川、砂川、目木川*、備中川*、誕生寺川*、宇甘川*
	吉井川水域	吉井川上流、吉井川中・下流、加茂川、梶並川、滝川、吉野川、金剛川、香々美川*、皿川*、宮川*
	笛ヶ瀬川水域	笛ヶ瀬川、足守川上流、足守川下流、相生川*
	倉敷川水域	倉敷川(流入支川を含む。)
高屋川、里見川、伊里川(大谷川を含む。)、小田川(児島)*		
湖 沼	児島湖	
海 域	水島水域	玉島港区、水島港区、水島地先海域(甲)、水島地先海域(乙)
	児島湾水域	児島湾(甲)、児島湾(乙)、児島湾(丙)
	備讃瀬戸、牛窓地先海域、播磨灘北西部	

※ *印は環境基準の類型指定をしていない水域を示す。(河川 10 水域)

3 測定機関

岡山県、国土交通省、岡山市及び倉敷市

4 測定地点、測定項目及び頻度等

河川 87 地点、湖沼 4 地点、海域 69 地点の合計 160 地点において、別表 1、別表 2 及び別表 3 のとおり実施する。

なお、測定地点の位置図は、別図 1 から別図 8 までのとおりである。

(1) 測定地点の概要

ア 測定機関別の地点数

区 分	岡山県	国土交通省	岡山市	倉敷市	合 計
河 川	51(20)	16(8)	16(5)	4(0)	87(33)
湖 沼	-	-	4(2)	-	4(2)
海 域	35(13)	-	13(9)	21(7)	69(29)
合 計	86(33)	16(8)	33(16)	25(7)	160(64)

※ () は環境基準点の再掲

イ 測定項目別の地点数

区分	健康項目	生活環境項目				その他調査項目		
		環境基準点	補助点	その他	計	栄養塩類等	要監視項目	要測定指標等
河川	46	33	43	11	87	37	13	38
湖沼	2	2	2	-	4	4	-	4
海域	36	29	40	-	69	35	13	69
合計	84	64	85	11	160	76	26	111

※「環境基準点」とは、環境基準の達成状況を評価するための測定地点をいう。

「補助点」とは、環境基準点を補足する測定地点をいう。

「その他」とは、環境基準の類型指定のない水域における測定地点をいう。

(2) 測定項目及び頻度の考え方

ア 健康項目は、環境基準点及び主な補助点で年1～4回測定する。

イ 生活環境項目は、年12回測定する。ただし、環境基準点は2回を通じて測定し、年18回とする。

※「通日測定」とは、河川及び湖沼では6時間ごとに1日4回、海域では満潮・干潮時に表層及び中層で1日2回測定することをいう。

ウ 栄養塩類等（全窒素、全りん、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、アンモニア性窒素、りん酸態りん、クロロフィルa等）は、海域、児島湖及びダム湖並びにその流入河川で年1～18回測定する。

エ 水生生物保全環境基準項目（全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS））は、河川、湖沼及び海域で年2～12回測定する。

オ 要監視項目は、主な環境基準点及び補助点で年1回測定する。

カ 要測定指標等（大腸菌数、透明度、全有機炭素）は、環境基準点を中心に、年4回～18回測定する。

キ その他必要に応じて測定する。

5 測定方法

ア 測定方法及び報告下限値は、別表4のとおりとする。

イ 採水日は、河川及び湖沼では、採水日前において比較的晴天が続き水質が安定している日を選び、海域では、大潮期の風や雨の影響の少ない日を選ぶ。

ウ 採水位置は、河川では、流心で水面から水深の2割程度の深さとし、湖沼では表層（水面下0.5m）とし、海域では表層（海面下0.5m）及び中層（海面下2m）とする。

6 結果通知等

国土交通省、岡山市及び倉敷市は、毎月、水質測定が終了したときは、電子ファイル形式により測定結果を岡山県に通知する。

なお、健康項目が環境基準を超過した場合は、直ちに、岡山県に通報する。

7 緊急時対応

新たな汚染が懸念される災害や不法投棄等が発生・発見されたときは、その影響範囲の把握及び原因究明等のため緊急モニタリングを必要に応じ実施するものとし、これに係る水質測定計画は、それぞれの事案に応じ別途作成する。

別表1 測定地点、測定項目及び頻度（河川） その1 高梁川水域

□：直ちに達成 □：5年以内に可及的速やかに達成
イ：達成期間の分類
参考：(備考)

別表 1 測定地点、測定項目及び頻度（河川） その2 旭川水域

イ：直ちに達成 口：5年以内で可及的速やかに達成
ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

別表 1 測定地点、測定項目及び頻度（河川） その3 吉井川水域

イ：直ちに達成 口：5年以内に可及的速やかに達成 ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

別表 1 測定地点、測定項目及び頻度（河川） その4 その他の水域

イ：直ちに達成 口：5年以内で可能な限りに達成
ハ：5年を超える期間で可能な限りに達成

別表2 測定地點、測定項目及び頻度（湖沼） 呉島湖

(備考) 達成期間の分類
□ 5年以内に可及的速やかに達成
□ 5年を超える期間で可及的速やかに達成
□ 段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努める

別表3 測定地点、測定項目及び頻度（海域） その1 水島水域

イ：直ちに達成 口：5年以内で可及的速やかに達成 ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成 ニ：段階的に暫定目標を達成しつつ最終目標の可及的速やかな達成に努める

表3 測定地点、測定項目及び頻度（海域） その2 児島湾水域

ハ：5年を越える期間で可及的速やかに達成
口：5年以内で可及的速やかに達成
イ：直ちに達成
ニ：達成期間の分類
（備考）達成期間の分類

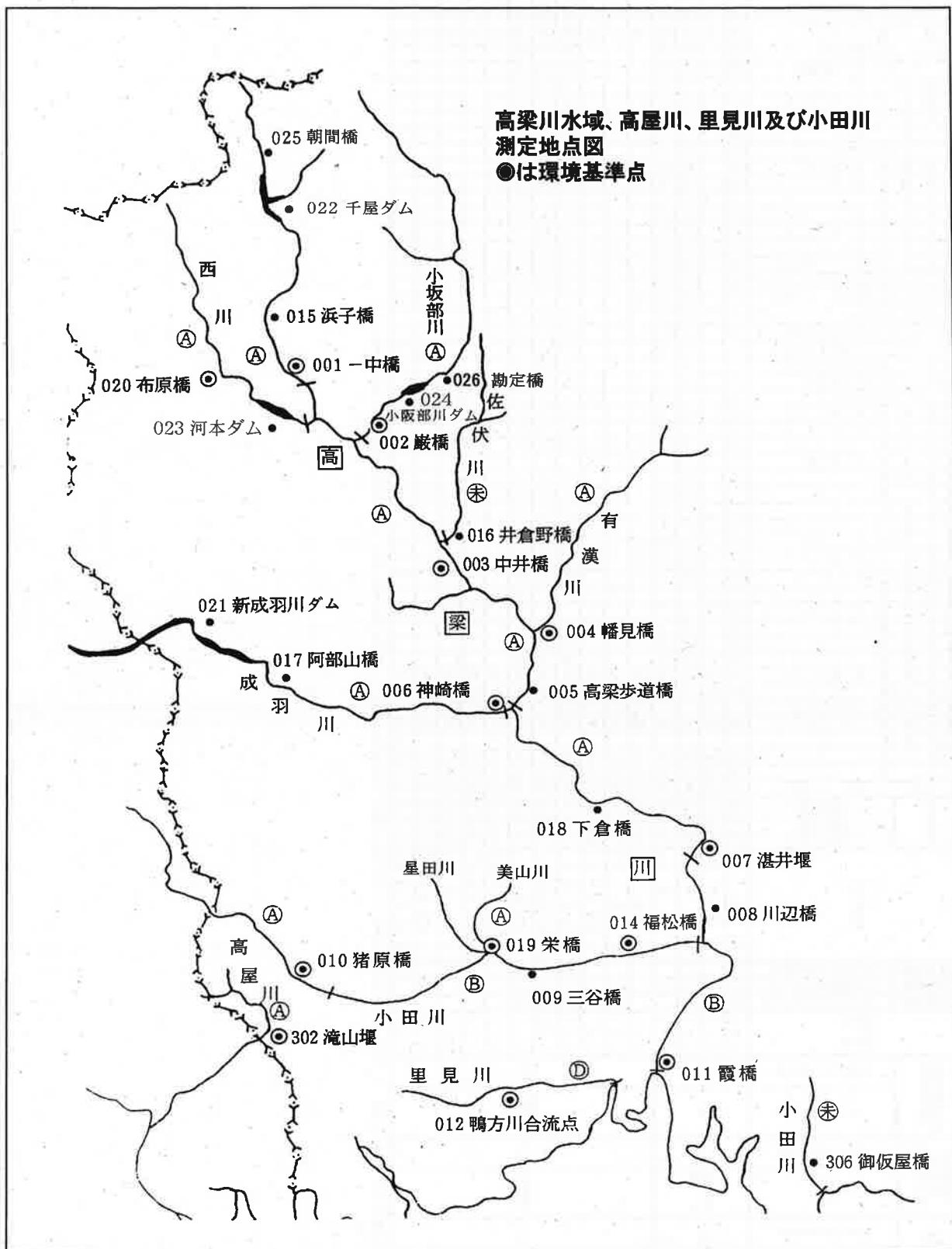
備讃瀬戸 その3 別表3 測定地點、測定項目及び頻度（海域）

(個考) 成遂期の分類
　　成遂期間の分類　　イ：直ちに達成　　ロ：5年以内に可及的速やかに達成　　ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成　　二：段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかに達成に努める

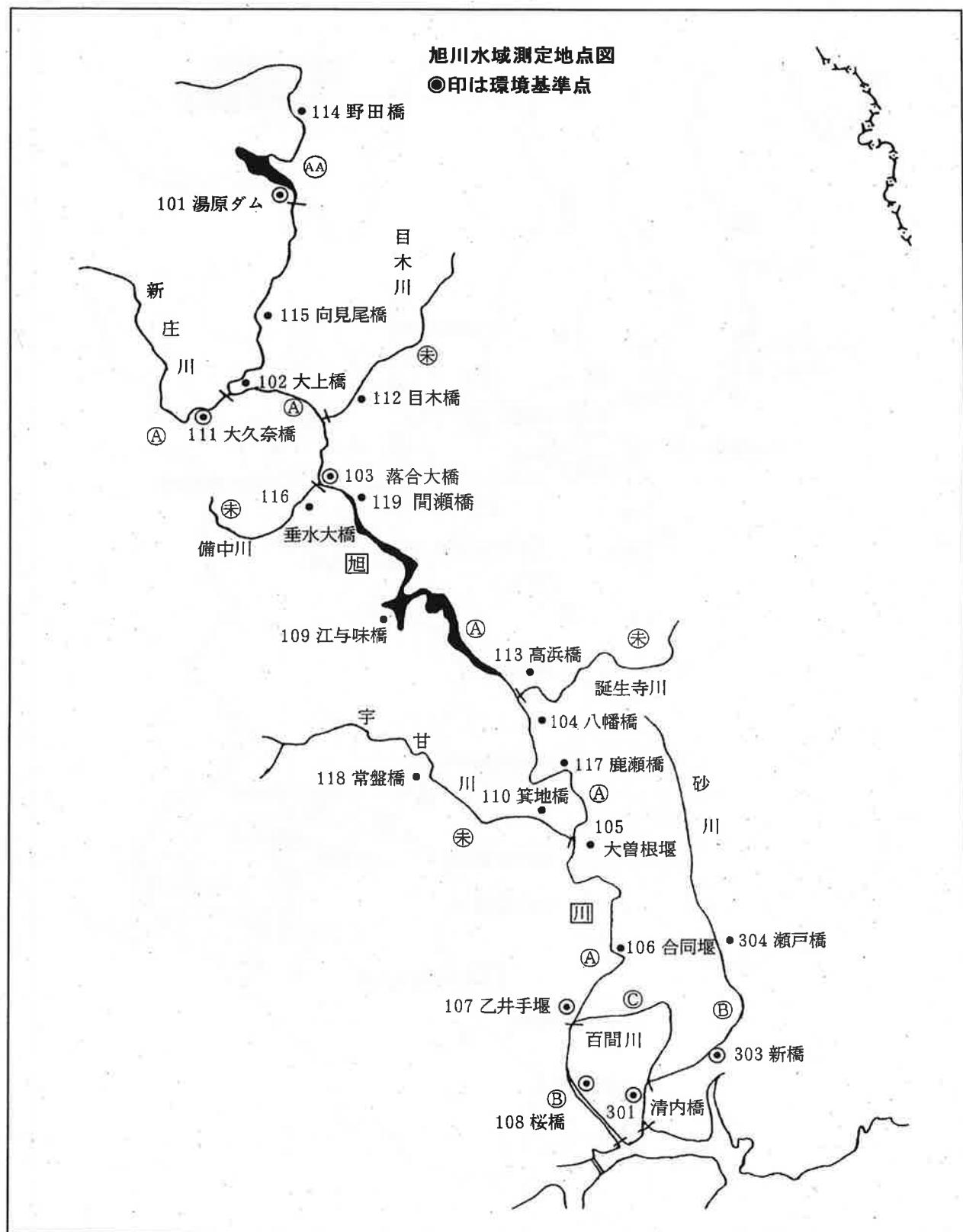
別表3 測定地点、測定項目及び頻度（海域） その4 その他の水域

(偏差) 滲出時期の分類
□：直ちに滲出
△：5年以内で可及的速やかに滲出
△△：5年を超えて遅延して滲出する

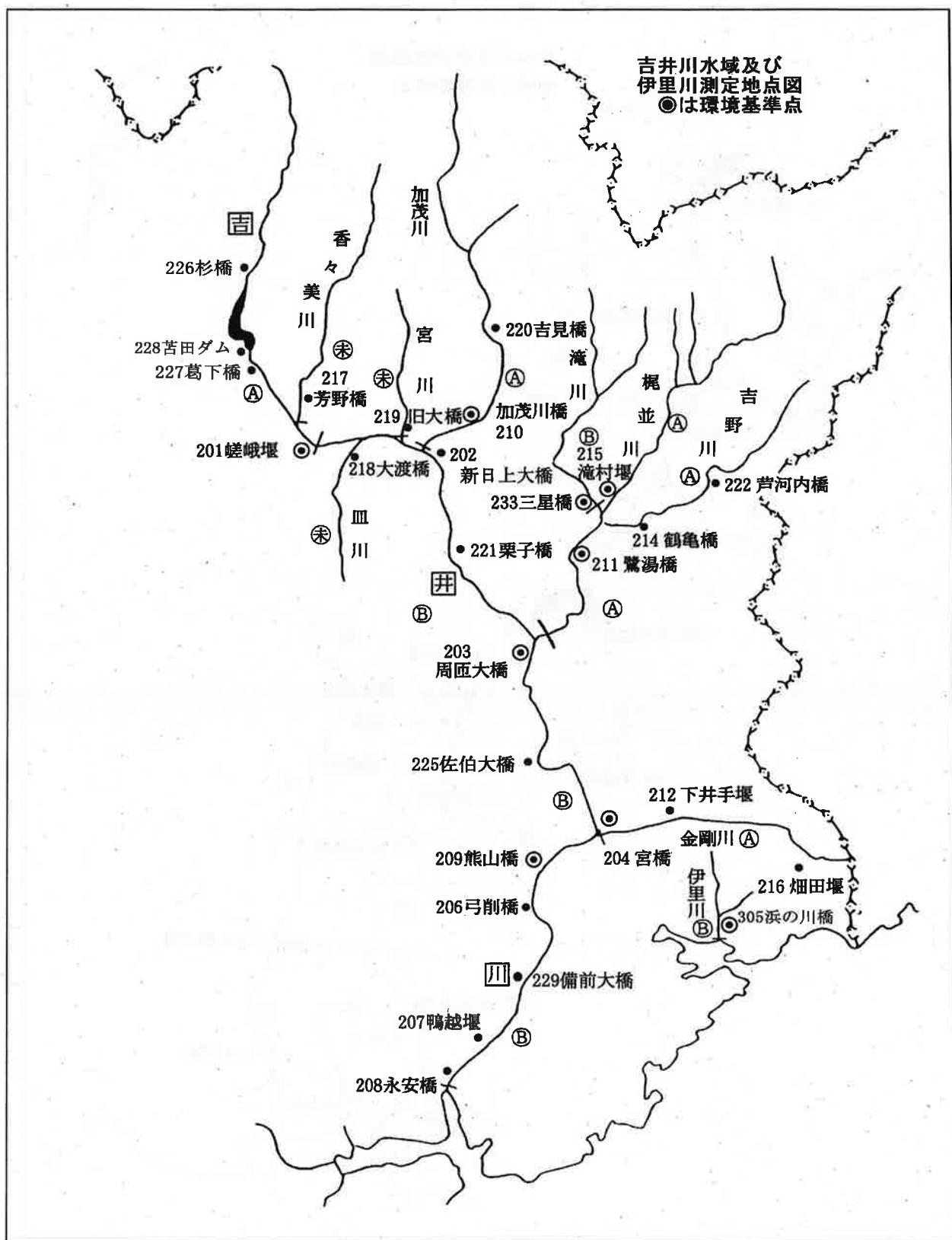
別図 1



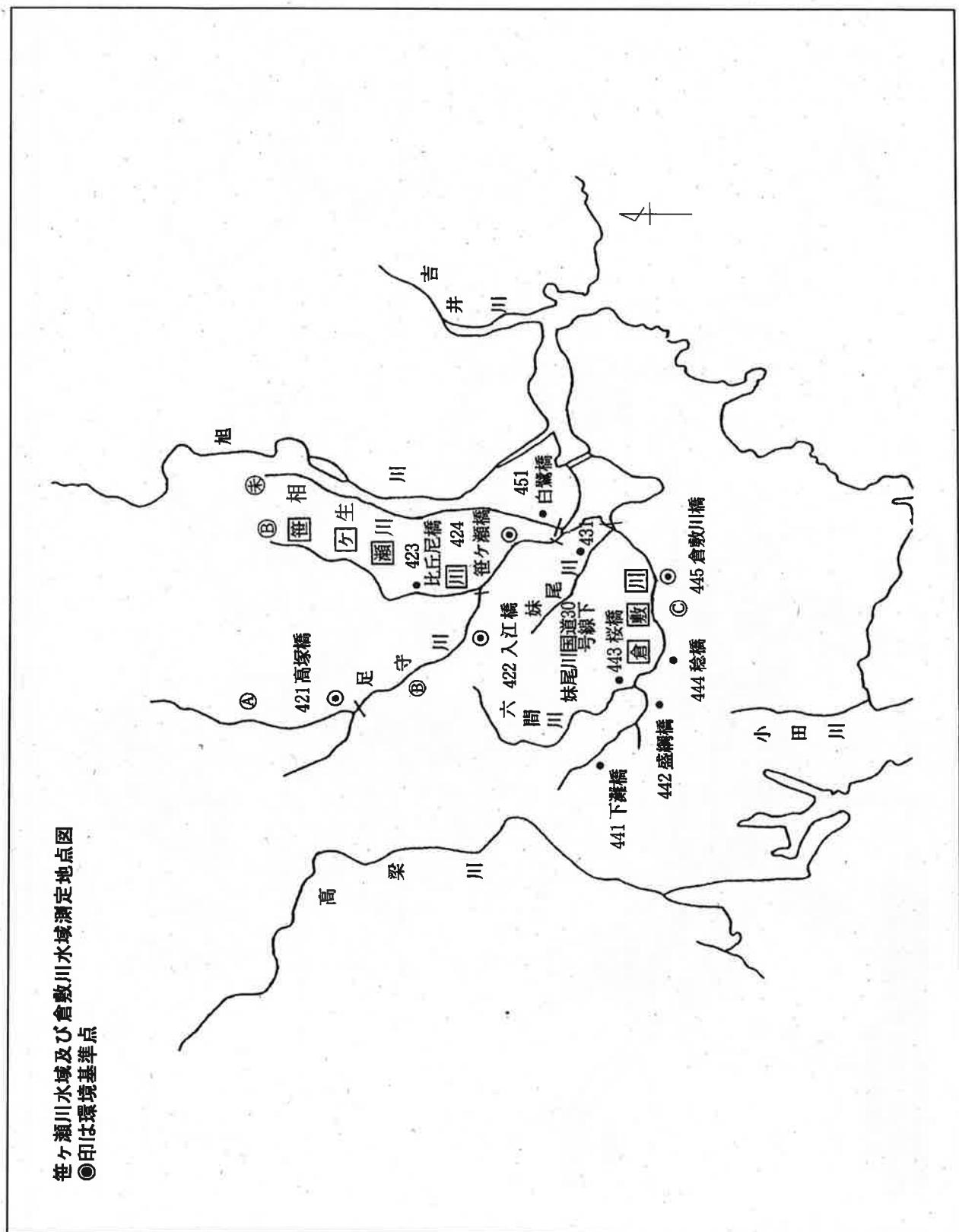
別図 2



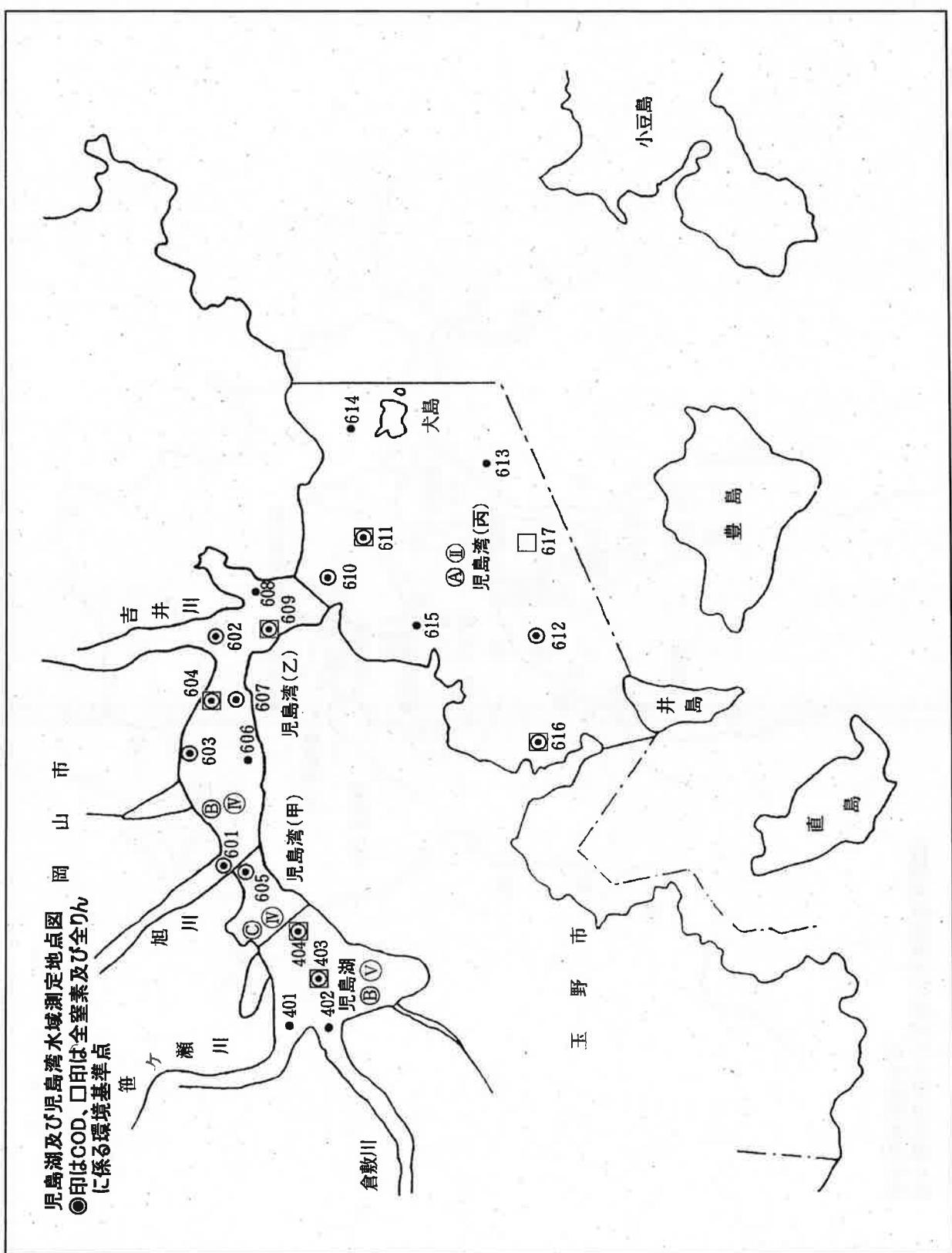
別図3



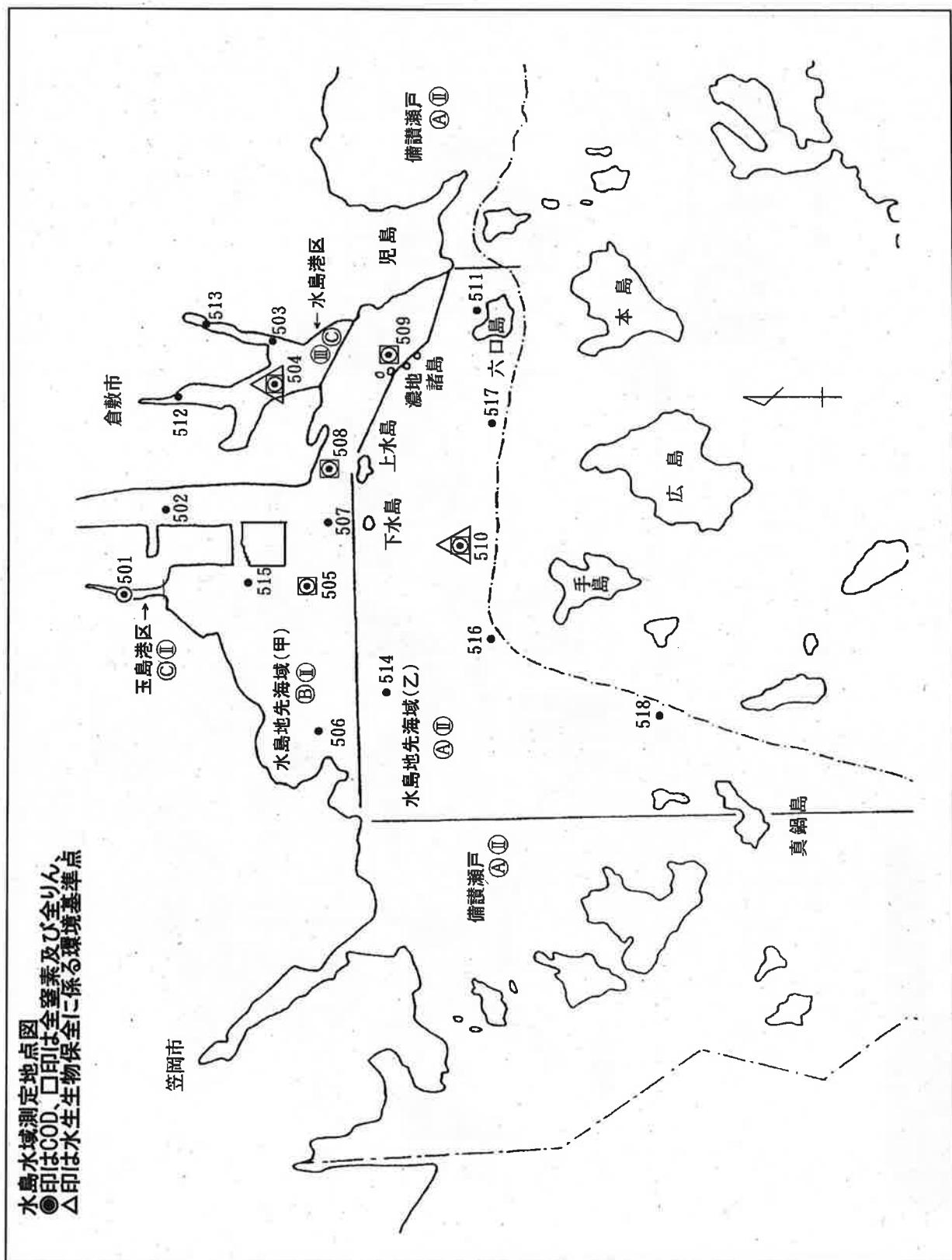
別図 4



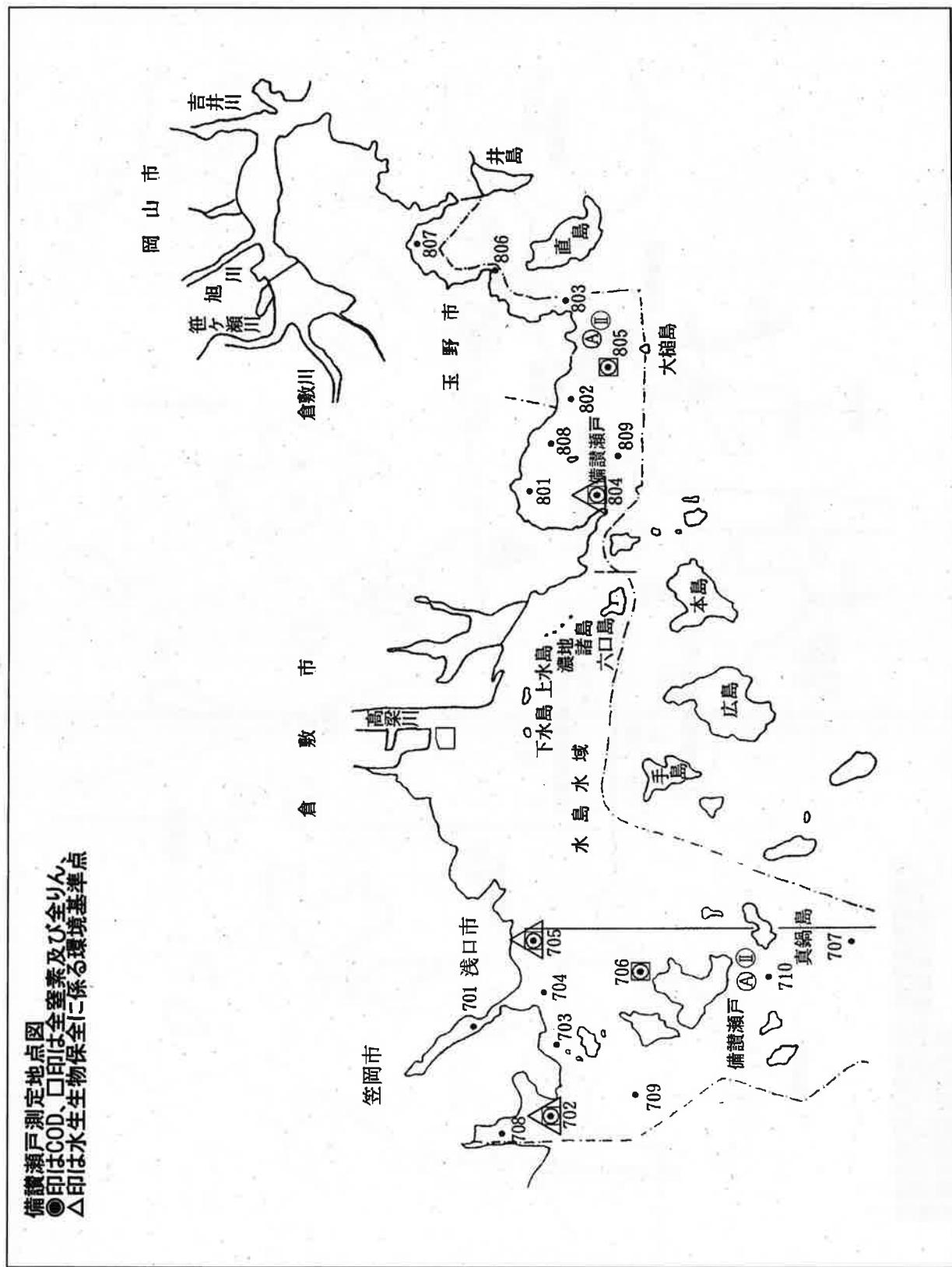
別図5

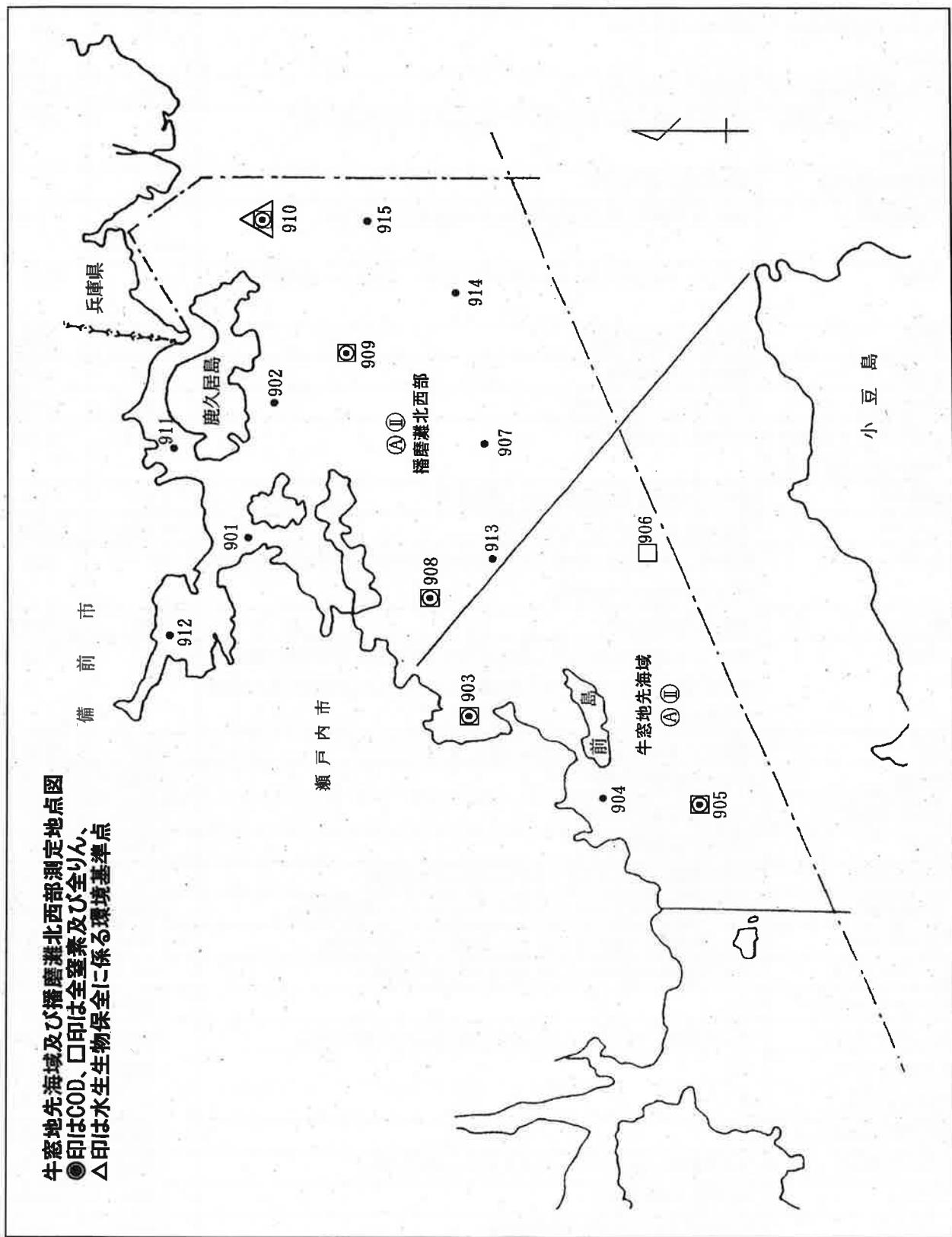


別図 6



別図7





別表4 測定方法及び報告下限値（公共用水域）

測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記	
水素イオン濃度(pH)	日本工業規格 K0102(以下、「規格」)12.1 に定める方法	—	—	
溶存酸素量(DO)	規格 32 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	0.5	<0.5	
生物化学的酸素要求量(BOD)	規格 21 に定める方法	0.5	<0.5	
化学的酸素要求量(COD)	規格 17 に定める方法	0.5	<0.5	
ノルマルヘキサン抽出物質(油分等)	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(以下、「告示」)付表 134 に掲げる方法	0.5	ND	
浮遊物質量(SS)	告示付表 9 に掲げる方法	1	<1	
大腸菌群数	告示別表 2 備考 4 に掲げる方法(BGLB 法の最確数による定量法)	1.8 (MPN/100mL)	<1.8E00	
全窒素	規格 45.2、45.3、45.4 又は 45.6 に定める方法(ただし海域にあっては規格 45.4 又は 45.6)	0.05	<0.05	
全りん	規格 46.3 に定める方法	0.003	<0.003	
全亜鉛	規格 53 に定める方法	0.001	<0.001	
ノニルフェノール	告示付表 11 に掲げる方法	0.00006	<0.00006	
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	告示付表 12 に掲げる方法	0.0006	<0.0006	
底層DO	規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法	0.5	<0.5	
健康項目	カドミウム	規格 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法	0.0003	
	全ジアン	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法	0.1	ND
	鉛	規格 54 に定める方法	0.005	<0.005
	六価クロム	規格 65.2 に定める方法(ただし、規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本工業規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)	0.02	<0.02
	ひ素	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法	0.005	<0.005
	総水銀	告示付表 1 に掲げる方法	0.0005	<0.0005
	アルキル水銀	告示付表 2 に掲げる方法	0.0005	ND
	PCB	告示付表 3 に掲げる方法	0.0005	ND
	ジクロロメタン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002	<0.002
	四塩化炭素	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法	0.0004	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002	<0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	同上	0.004	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0005	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	同上	0.0006	<0.0006
	トリクロロエチレン	同上	0.001	<0.001
	テトラクロロエチレン	同上	0.0005	<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0002	<0.0002
	チラウム	告示付表 4 に掲げる方法	0.0006	<0.0006
	シマジン	告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ	同上	0.002	<0.002
	ベンゼン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.001	<0.001
	セレン	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法	0.002	<0.002

測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
健 康 項 目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素にあっては、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法	0.02	<0.02
	亜硝酸性窒素にあっては、規格 43.1 に定める方法	0.01	<0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	0.03	<0.03
ふつ素	規格 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 34.1c) (注(6)第三文を除く。) に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。) 及び告示付表6に掲げる方法	0.08	<0.08
ほう素	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法	0.03	<0.03
1,4-ジオキサン	告示付表7に掲げる方法	0.005	<0.005
銅	規格 52.2、52.4 又は 52.5 に定める方法	0.01	<0.01
溶解性鉄	日本工業規格 M0202 の 32.a).2) 又は 32.a).3) 及び規格 57.2 又は 57.4 に定める方法	0.01	<0.01
溶解性マンガン	日本工業規格 M0202 の 33.a).2) 又は 33.a).3) 及び規格 56.2、56.4 又は 56.5 に定める方法	0.01	<0.01
総クロム	規格 65.1 に定める方法	0.03	<0.03
アンモニア性窒素	海洋観測指針及び上水試験方法に掲げる方法若しくは規格 42.2 又は規格 42.6 により測定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数 0.7766 を乗じたもの	0.02	<0.02
りん酸態りん	海洋観測指針及び規格 46.1 により測定されたリン酸イオンの濃度に換算係数 0.3261 を乗じたもの	0.01	<0.01
塩化物イオン(河川に限る)	規格 35 に定める方法	—	—
塩分	海洋観測指針 5.3(サリノメーターによる方法)に掲げる方法	—	—
クロロフィルa	海洋観測指針及び上水試験方法又は河川水質試験方法(案)(平成 21 年 3 月 国土交通省水質連絡会)に掲げる方法	0.2(μg/L)	<0.2
トリハロメタン生成能	平成 7 年環境庁告示第 30 号に定める方法	0.0005	<0.0005
クロロホルム	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0006	<0.0006
トランス-1,2-ジクロロエチレン	同上	0.004	<0.004
1,2-ジクロロプロパン	同上	0.006	<0.006
p-ジクロロベンゼン	同上	0.02	<0.02
イソキサチオൺ	平成5年4月28日付け環水規第121号付表(以下、「付表」)1の第1又は第2に掲げる方法	0.0008	<0.0008
ダイアジノン	同上	0.0005	<0.0005
フェニトロチオൺ(MEP)	同上	0.0003	<0.0003
イソプロチオラン	同上	0.004	<0.004
オキシン銅(有機銅)	付表2に掲げる方法	0.004	<0.004
クロロタロニル(TPN)	付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.004	<0.004
プロピザミド	同上	0.0008	<0.0008
EPN	同上	0.0006	<0.0006
ジクロルボス(DDVP)	同上	0.001	<0.001
フェノブカルブ(BPMC)	同上	0.002	<0.002
イプロベンホス(IPB)	同上	0.0008	<0.0008
クロルニトロフェン(CNP)	同上	0.0001	<0.0001
トルエン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.06	<0.06
キシレン	同上	0.04	<0.04
フタル酸ジエチルヘキシル	付表3の第1又は第2に掲げる方法	0.006	<0.006
ニッケル	規格 59.3 に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.005	<0.005
モリブデン	規格 68.2 に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.01	<0.01

測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
要監視項目	アンチモン 平成 16 年 3 月 31 日付け環水企発第 040331003 号環水土発第 040331005 号通知 (以下、「追加通知」)付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	0.002	<0.002
	塩化ビニルモノマー 追加通知付表1に掲げる方法	0.0002	<0.0002
	エピクロロヒドリン 追加通知付表2に掲げる方法	0.0001	<0.0001
	全マンガン 規格 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法	0.02	<0.02
	ウラン 追加通知付表4の第1又は第2に掲げる方法	0.0002	<0.0002
	フェノール 平成 15 年 11 月 5 日付け環水企発第 031105001 号環水管発第 031105001 号通知 付表1に掲げる方法	0.001	<0.001
	ホルムアルデヒド 同上通知付表2に掲げる方法	0.003	<0.003
	4-t-オクチルフェノール 平成 25 年 3 月 27 日付け環水大水発第 1303272 号通知付表1に掲げる方法	0.0001	<0.0001
	アニリン 同上通知付表2に掲げる方法	0.002	<0.002
要測定指標等	2,4-ジクロロフェノール 同上通知付表3に掲げる方法	0.0003	<0.0003
	大腸菌数 平成 23 年 3 月 24 日付け環水大水発第 110324001 号別添2の4. 第2に掲げる方法	1 (個/100mL)	<1
	透明度 海洋観測指針に掲げる方法	—	—
	全有機炭素(TOC) 平成 24 年 3 月 30 日付け環水大水発第 120330018 号別添3の2. 表1に掲げる方法	0.3	<0.3

備考

- 1 上表に掲げる報告下限値は、定量下限値と同じ数値とする。
- 2 数値の取り扱いについては「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準(平成 13 年環水企第 92 号)」による。

平成 30 年度地下水の水質測定計画

1 目的

平成 30 年度における岡山県内の地下水の水質の汚濁の状況を常時監視するため、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき水質測定計画を定める。

2 調査種別

(1) 概況調査

地域の全体的な地下水質の概況を把握するため、調査を実施する。

(2) 繼続監視調査

概況調査等により汚染が確認された地域における地下水の状況を把握するため、継続的に調査を実施する。

3 測定機関

岡山県、岡山市及び倉敷市

4 測定地点、測定項目及び頻度等

概況調査 31 地点、継続監視調査 8 地点において、別表 5 のとおり実施する。なお、測定地点の位置図は別図 9 のとおりである。

(1) 測定地点の概要

区分	岡山県	岡山市	倉敷市	合計
概況調査	19	6	6	31
継続監視調査	2	3	3	8
合計	21	9	9	39

※概況調査はローリング方式により実施する。

※継続監視調査の内訳

・岡山県：揮発性有機化合物（2 地点）

・岡山市：ふつ素並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（1 地点）、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（2 地点）

・倉敷市：揮発性有機化合物（1 地点）、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（2 地点）

(2) 測定項目及び測定頻度

ア 概況調査

環境基準の全項目を年 1 回測定する。

要監視項目は、2 地点で年 1 回測定する。

イ 継続監視調査

環境基準の超過項目等を、年 1 ~ 2 回測定する。

5 測定方法

- ア 測定方法及び定量下限値は、別表6のとおりとする。
- イ 採水日は、前日の天候が比較的安定している日を選ぶ。
- ウ 採水位置は、表層（水面下0.5m）からとする。ただし、打ち込み井戸等において揚水ポンプを使用している場合は、流水を採水する。

6 結果通知等

岡山市及び倉敷市は、水質測定が終了したときは、電子ファイル形式により測定結果を岡山県に通知する。

なお、環境基準項目が基準値を超過した場合は、直ちに、岡山県に通報する。

7 緊急時対応

(1) 汚染井戸発見時

概況調査により新たに発見された汚染や事業者からの報告等により新たに明らかになった汚染については、その汚染範囲を確認するために汚染井戸周辺地区調査を実施するものとし、その水質測定計画については事案ごとに別途作成する。

(2) 災害等発生時

地震等の災害等が発生した場合、新たな地下水の汚染やその拡散が懸念されるため緊急的なモニタリングを必要に応じ実施するものとし、これに係る水質測定計画は、それぞれの事案に応じ別途作成するものとする。

別表5 測定地点、測定項目及び頻度(地下水) その1 概況調査

別表5 測定地点、測定項目及び頻度(地下水) その2 継続監視調査

番号	所 在 地	測定地点 (メッシュ番号)	測定回数	基準超過項目												測定機関	汚染確認年数	汚染の原因	備考		
				全六価鉛	総アルキル水銀	ジクロロメタン	ジクロロエタノン	ジクロロエチレン													
1	高梁市成羽町成羽	F-15	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
2	井原市高屋町	D-19	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
3	岡山市北区今岡	L-17	1														①	①	岡山市	H21 調査中	
4	岡山市北区首部	M-17	1															①	①	"	H25 調査中
5	岡山市東区西片岡	Q-19	1														①	①	①	"	H26 調査中
6	倉敷市尾島吉琴	L-22	1														①	①	①	倉敷市	H11 不明
7	倉敷市連島中央	I-20	1														①	①	①	"	H27 不明
8	倉敷市真備町下二万	I-19	1														①	①	①	"	H28 不明

注1) 測定項目中の○は、汚染の発見時において環境基準を超過していた項目を示す。

注2) 備考欄の「発」は汚染源である工場又は事業場が特定されているもの、「自然」は自然的原因によるものと推定、「不明」は調査の結果、原因不明だったもの、「調査中」は調査実施中を示す。

別表6 測定方法及び報告下限値（地下水）

測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
環境 基 準 項 目	カドミウム	日本工業規格(以下、「規格」)K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法	0.0003 <0.0003
	全シアン	規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法	0.1 ND
	鉛	規格 K0102 の 54 に定める方法	0.005 <0.005
	六価クロム	規格 K0102 の 65.2 に定める方法(ただし、規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする)	0.02 <0.02
	ひ素	規格 K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法	0.005 <0.005
	総水銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(以下、「告示」)付表 1 に掲げる方法	0.0005 <0.0005
	アルキル水銀	告示付表 2 に掲げる方法	0.0005 ND
	PCB	告示付表 3 に掲げる方法	0.0005 ND
	ジクロロメタン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002 <0.002
	四塩化炭素	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0002 <0.0002
	クロロエチレン (別名塩化ビニルモノマー)	平成 9 年環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法	0.0002 <0.0002
	1,2-ジクロロエタン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法	0.0004 <0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002 <0.002
	1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	0.004 <0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0005 <0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	同上	0.0006 <0.0006
	トリクロロエチレン	同上	0.001 <0.001
	テトラクロロエチレン	同上	0.0005 <0.0005
	1,3-ジクロロプロパン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0002 <0.0002
	チウラム	告示付表 4 に掲げる方法	0.0006 <0.0006
	シマジン	告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.0003 <0.0003
	チオベンカルブ	同上	0.002 <0.002
	ベンゼン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.001 <0.001
	セレン	規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法	0.002 <0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあっては、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法	0.02 <0.02
		亜硝酸性窒素にあっては、規格 K0102 の 43.1 に定める方法	0.01 <0.01
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	0.03 <0.03
ふつ素	規格 K0102 の 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 K0102 の 34.1c) (注(6)第三文を除く。) に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。) 及び告示付表 6 に掲げる方法	0.08 <0.08	
ほう素	規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法	0.03 <0.03	
1,4-ジオキサン	告示付表 7 に掲げる方法	0.005 <0.005	

測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
クロロホルム	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.006	<0.006
1,2-ジクロロプロパン	同上	0.006	<0.006
p-ジクロロベンゼン	同上	0.02	<0.02
イソキサチオൺ	平成 5 年 4 月 28 日付け環水規第 121 号付表(以下、「付表」)1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.0008	<0.0008
ダイアジノン	同上	0.0005	<0.0005
フェニトロチオൺ(MEP)	同上	0.0003	<0.0003
イソプロチオൺ	同上	0.004	<0.004
オキシン銅(有機銅)	付表 2 に掲げる方法	0.004	<0.004
クロロタロニル(TPN)	付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.004	<0.004
プロピザミド	同上	0.0008	<0.0008
EPN	同上	0.0006	<0.0006
ジクロルボス(DDVP)	同上	0.001	<0.001
フェノブカルブ(BPMC)	同上	0.002	<0.002
イプロベンホス(IPB)	同上	0.0008	<0.0008
クロルニトロフェン(CNP)	同上	0.0001	<0.0001
トレエン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.06	<0.06
キシレン	同上	0.04	<0.04
フタル酸ジエチルヘキシル	付表 3 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.006	<0.006
ニッケル	規格 K0102 の 59.3 に定める方法又は付表 4 若しくは付表 5 に掲げる 方法	0.005	<0.005
モリブデン	規格 K0102 の 68.2 に定める方法又は付表 4 若しくは付表 5 に掲げる 方法	0.01	<0.01
アンチモン	平成 16 年 3 月 31 日付け環水企発第 040331003 号環水土発第 040331005 号通知(以下、「追加通知」)付表 5 の第 1、第 2 又は第 3 に 掲げる方法	0.002	<0.002
エピクロロヒドリン	追加通知付表 2 に掲げる方法	0.0001	<0.0001
全マンガン	規格 K0125 の 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法	0.02	<0.02
ウラン	追加通知付表 4 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0.0002	<0.0002

備考

- 1 上表に掲げる報告下限値は、定量下限値と同じ数値とする。
- 2 数値の取り扱いについては「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準(平成 13 年環水企第 92 号)」による。

別図9 平成30年度地下水水質調査地点図

